

2月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
税務相談	16日(木)	13:00~16:00 (予約時間10:00~14:00)	真鍋事務庁舎 (☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について(税理士) ※予約制
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	要望、苦情、意見など(担当職員)
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
行政相談	15日(水)	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望(行政相談委員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員) ※予約制
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
ひきこもり専門相談	13日(月)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制
精神クリニック	17日(金)	14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで
	27日(月)	10:00~12:00		

◎ 女性のための各種相談

フェミニスト相談	8・15・22・29日(水)	11:00~15:40	男女共同参画センター (ウララ2 7階 ☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) ※予約制	
	4日(土)	10:00~15:00			
法律相談	23日(木)	13:30~15:30			法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
法律関連一般相談	10日(金)・24日(金)	13:00~15:40			法的な手続きについてなど(専門相談員) ※予約制
一般相談(外国人相談を含む)	10日(金)・24日(金)	13:00~16:00	仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制		
DVヘルプライン(電話相談)	16日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力などの悩みに関すること	

気をつけましょう！訪問販売トラブル

～最近の相談事例から～

Q：地震で、家の瓦が落ちてしまい、応急処置でビニールシートを掛けてしのいでいた。最近になって、県外から瓦業者がやって来て、「早く工事をしないと大変なことになる」とせかされ、3日前に契約してしまった。よく考えると高額なので不安だ。もう一度考え直したい。

A：事例は訪問販売による屋根の補修工事のトラブルです。訪問販売は契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)が可能です。また、クーリング・オフ期間が過ぎても、勧誘方法によっては取り消せる場合もあります。契約する際は、複数の業者から見積りを取り、比較検討するよう助言しました。



消費生活センターから

☎823-3928

Q：最近、貴金属の買取業者が頻りに訪問して迷惑している。「貴金属など持っていない」と断わったが、その後もしつこく勧誘されている。本当に迷惑だ。

A：事例は「押し買い」と呼ばれるトラブルです。最近、長時間居座ったり、しつこく勧誘したりして、貴金属などを強引に安く買い取られてしまう被害が増えています。自宅に不意に訪問を受けても、買い取ってもらうつもりがないのなら、きっぱりと断りましょう。居座られたり、何か出すまで帰らないと強く迫られた時は、すぐ警察を呼びましょう。

また、標的になってしまうのは高齢者が多いため、家族やホームヘルパーなど周囲の人が気をつけて、高齢者を見守りましょう。不安を感じたり、おかしいと思ったりしたときは、消費生活センターにご相談ください。